

令和元年度子ども食堂等活動支援金



募集案内



多摩市社会福祉協議会では、子ども食堂や誰でも食堂等の実施を通じ、子どもの支援に関わる活動を行っている団体に対して、歳末たすけあい運動募金を活用し、その活動を支援します。

助成対象事業

主に多摩市に居住する子どもたち等を対象として、食事の提供を通じ、居場所や学習等の場所づくりを行う事業

例えば…食材費（事業に利用する場合に限り対象）、賃借費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、など

助成金額

20,000円（上限）
※助成の金額は、予算の範囲内で会長が定めます



対象団体の基準

- 1 地域住民が主体となって運営されている営利を目的としない団体で代表者、活動者の体制が整っていること。
 - 2 概ね月1回以上活動を実施し、自立的、継続的に活動できる見込みがあること。
 - 3 原則として参加する子どもが1回5人以上であること。
 - 4 事業開催時には、常駐できる責任者を配置し、安全面、衛生面について適切な配慮がされていること。
 - 5 子どもたちの個人情報適切に管理されていること。
- ※「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする

【助成対象期間】

平成31年(2019年4月1日)～令和2年(2020年)3月31日の期間に実施する活動

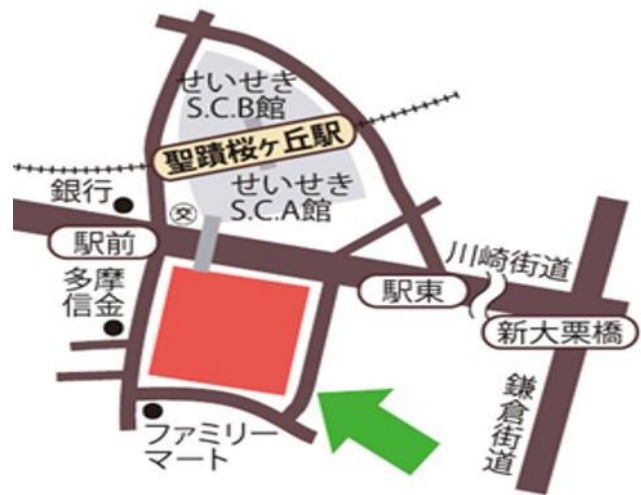
【申込方法】

所定の書式に下記を添付して、多摩ボランティア・市民活動支援センターへお持ちください。所定の書式はホームページ <http://www.tamavc.jp/> からダウンロードできます。

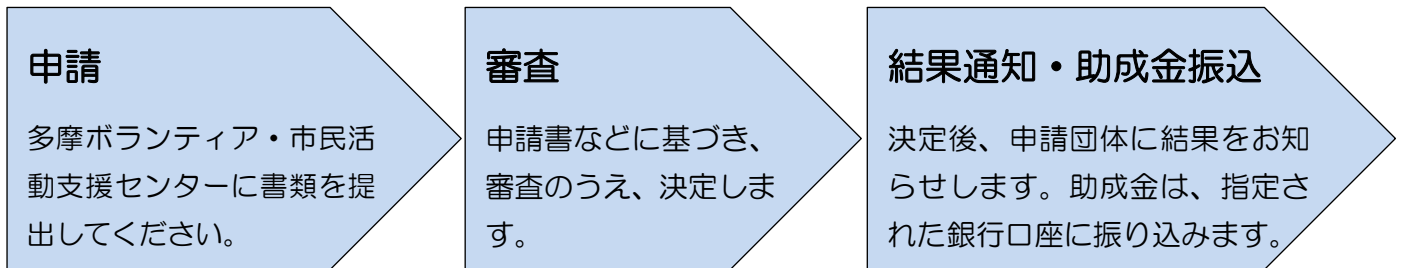
1. 団体の会則・規約
2. 団体の概要が分かる書類
3. 活動内容がわかるチラシ等の参考書類

【申込期間】

令和元年8月23日(金) 締切



【審査・助成方法】



【その他】

助成が決定した団体は、令和元年度の活動が終了後、所定の報告書を提出してください。

申請書類の提出およびお問合せ

月～金 9:00～19:00 土曜日、第1・3日曜日 9:00～17:00

※第1・3月曜日、第2・4・5日曜日 祝日、年末年始を除く

〒206-0011 多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニエ7階

(京王線「聖蹟桜ヶ丘駅」下車 徒歩2分)

TEL 042-373-6611 FAX 042-373-6629